

令和5年度 県職員の勤務条件に係る交渉概要

1 交渉団体

岡山県職員共闘会議

(岡山県職員労働組合、岡山県企業局労働組合、岡山県教職員組合)

2 交渉日

第1回 令和5年10月27日(金)

第2回 令和5年11月2日(木)

第3回 令和5年11月14日(火)

3 主な交渉項目及び交渉結果

(1) 岡山県職員共闘会議からの主な要求内容

項目	要求内容
給与	<ul style="list-style-type: none">令和5年度の給与改定に当たっては、岡山県職員共闘会議との十分な交渉・協議、合意の上で行うこと。月例給については、公民較差を完全に埋め給与改善を図ること。赴任旅費に係る移転料の改善を行うこと。
休暇制度	<ul style="list-style-type: none">夏季休暇の使用可能期間を拡大するとともに、取得可能日数についても拡充すること。

(2) 主な妥結内容

項目	内容
給与	<ul style="list-style-type: none">令和5年度の給与改定(月例給、期末・勤勉手当)について、人事委員会勧告のとおり実施する。新規採用職員に係る赴任旅費について、異動による場合と同様に取り扱うこととする。
休暇制度	<ul style="list-style-type: none">夏季休暇について、取得可能期間を6月から10月までとする。

(3) 要求に係る主な論点

県共闘会議の要求・主張の内容	県当局の回答・説明の内容
<ul style="list-style-type: none">県外からの採用者が増加しており、採用に伴う自己負担を軽減するため、新規採用職員に係る赴任旅費を異動による場合と同様に算定すべき。人事院勧告において、夏季休暇の拡充について触れられており、繁忙期が夏場である所属においても完全取得しやすいように、岡山県でも対応すべき。	<ul style="list-style-type: none">人材確保の観点等を踏まえ、異動による場合と同様に取り扱うこととする。本県の勤務実態や制度の趣旨を踏まえ、夏季休暇の取得可能期間を拡大することとする。